

中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金に関する補足説明

1 経費の支払方法について

補助対象経費の支払方法は現金支払いまたは口座振込を原則とします。仮想通貨、商品券、クーポン券、ポイント、小切手・手形等で支払った経費は補助対象外となります。

2 補助対象外経費について

中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付要綱（以下、要綱という）の別表において、補助対象外経費を定めているが、その他経費として、以下の経費は対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 消費税・印紙税等の公租公課
- ② 交付決定日よりも前に支払われた経費、補助対象期間（補助金の交付決定日～令和9年3月31日）よりも後に支払われた経費

3 実績報告について

要綱第12条第2項に定める「領収証拠書」について、領収書の写し（代表者原本証明のもの。）では支出の内容が分からない場合は、内容について分かる契約書・請求書・納品書等の写し（代表者原本証明のもの。）も合わせて提出してください。